雇児母発第 0227002 号
平成２１年２月２７日

社団法人　日本看護協会会長　殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

妊婦健康診査の実施について

母子保健行政の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保することを目的として、妊婦健康診査に係る地方財政措置がなされるとともに、平成２０年度第２次補正予算において妊婦健康診査臨時特例交付金が創設されたところです。これにより、各市町村において、妊婦健康診査にかかる公費負担について相当回数の増が可能となることから、積極的な取組が図られるよう、別添の通り、各都道府県、政令市及び特別区あて送付したところです。

つきましては、貴会におかれましても、別添通知について傘下会員にご周知いただくとともに、妊婦健康診査の円滑な実施に引き続き御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

収受
No.②-432
'21.3.3
日本看護協会

別　添

写

雇児母発第 0227001 号
平成２１年２月２７日

各 都道府県 政令市 特別区 母子保健主管部（局）長　殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

妊婦健康診査の実施について

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられるところであり、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）の重要性、必要性が一層高まっているところである。

また、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、妊婦健康診査について、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されている。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保することを目的として、妊婦健康診査に係る地方財政措置がなされるとともに、平成２０年度第２次補正予算において妊婦健康診査臨時特例交付金が創設されたところである。これにより、各市町村において、妊婦健康診査にかかる公費負担について相当回数の増が可能となることから、下記を踏まえて積極的な取組が図られるよう、都道府県におかれてはこの趣旨について管下市町村に周知徹底をお願いする。

なお、本通知の施行に伴い、平成１９年１月１６日雇児母発第 0116001 号本職通知「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」は廃止する。

記

１　公費負担回数及び実施時期の考え方について

妊婦健康診査の回数及び実施時期については、「母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」（平成８年１１月２０日児発第９３４号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）により次に示すとおりとすることが望ましいこととされており、これに沿って受診した場合、受診回数は１３～１４回程度となると考えられること。このため、公費負担についても、１４回程度行われることが望ましいと考えられること。

①　妊娠初期から妊娠２３週（第６月末）まで：４週間に１回
②　妊娠２４週（第７月）から妊娠３５週（第９月末）まで：２週間に１回
③　妊娠３６週（第１０月）以降分娩まで：１週間に１回

2　妊婦健康診査の内容等について

妊婦健康診査の内容等については、局長通知の「第４　妊娠時の母性保健」を踏まえるとともに、以下の点を参考にすること。

(1) 妊婦健康診査においては、各回、基本的な妊婦健康診査の項目として、①健康状態の把握（妊娠月週数に応じた問診、診察等）、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施すること。

(2) 基本的な妊婦健康診査の一環として、各回実施する検査計測の項目の例としては、子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿化学検査（糖・蛋白）、体重があり、第１回目の健康診査では、身長も測定すること。

(3) 基本的な妊婦健康診査の一環として、各回実施する保健指導については、妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産、育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにすること。

(4) 各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目以外の各種の医学的検査について、標準的な検査項目を以下に例示するので、市町村における公費負担の対象となる検査項目の設定にあたって参酌されたい。

（医学的検査の例）

①血液検査

・妊娠初期に１回、血液型（ＡＢＯ血液型・Ｒｈ血液型、不規則抗体）、血算、血糖、Ｂ型肝炎抗原、Ｃ型肝炎抗体、ＨＩＶ抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体の検査を実施。

・妊娠２４週から３５週までの間に１回、血算、血糖の検査を実施。

・妊娠３６週以降に１回、血算の検査を実施。

②子宮頸がん検診（細胞診）

妊娠初期に１回実施。

③超音波検査

妊娠２３週までの間に２回、妊娠２４週から３５週までの間に１回、３６週以降に１回実施。

④Ｂ群溶血性レンサ球菌（ＧＢＳ）

妊娠２４週から３５週までの間に１回実施。

3　その他

・妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に積極的に取り組まれたい。

・里帰り先等で妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所とも事前契約を行う等の配慮をされたい。

・養育支援を必要とする妊婦に対しては、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について」（平成２０年３月３１日雇児総発第0331003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を踏まえ、妊婦健康診査を実施する医療機関等と市町村等の行政機関が連携体制を構築し、適切な支援を提供されたい。